

小美玉市立玉里小学校「いじめ防止基本方針」(案)

平成26年2月策定

1 はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定に基づき、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。(国の基本方針)

(2) いじめの基本認識

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。(いじめ防止対策推進法)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。(国の基本方針)

本校において、上記をいじめに関する基本的な考え方とし、以下の「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」の施策を講じ、いじめ防止対策のための組織を置く。

3 いじめの防止（未然防止）

（1） 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。（国の基本方針）

上記のいじめ防止に対する基本的な考え方にに基づき、本校では以下の未然防止策を講じる。本校では、予防的な生徒指導の実践でいじめの防止を図る。

1 生徒指導とは

（1） 生徒指導とは

① 社会性の育成

教師や友人との心の結びつきや信頼感の中で、主体的な学びを進め、協同の活動を通して社会性を身につける。

② 社会に受け入れられる自己実現

社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助、個々の児童の自己指導能力の育成を旨とする。

（2） 自己指導能力は、

① 自己をありのまま認め（自己受容）

② 自己に他に対する洞察を深めること（自己理解）

③ 目標を立て、目標達成のため、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する。

その際、次が必要

ア 児童に自己存在感を与えること

イ 共感的な人間関係を育成すること

ウ 自己決定の場を与えること

（3） 自己実現の基礎にあるのは

日常の学校生活の場面における様々な自己選択、自己決定

その過程において、教職員が指導援助を行う。

その際、一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を与え、望ましい人間関係づくりを行う。

- (4) 居場所づくり（教師や友人との心の結びつきや信頼感，安心感，親密感）
児童に寄り添う，人間関係の相談にのる，意見が言える学級にする，スキル学習を行いあたたかい人間関係づくりを行う。
- (5) 絆づくり（学び合いの学習，学校行事）
学び合いの学習（主体的な学び，協働的な学び），学校行事（運動会，校内音楽会，持久走記録会，縄跳び集会等）を通して絆づくりを行う。

2 予防的生徒指導の実践

- (1) 予防的生徒指導→治療的予防と教育的予防
- ① 治療的予防
問題に対する専門的な知見を踏まえ，早期発見・早期対応を徹底したり，さらに一歩進めて発生を予測するなど，問題を起こしそうな児童を念頭において行われる問題対応型の予防
- ② 教育的予防
問題を起こしそうな児童に特化することなく，当面の問題のみならず，将来の問題も対応できるよう，全ての児童が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行われる健全育成型の予防
- (2) 予防的生徒指導を進めるために何を行うか（治療的予防をしっかりと行った上で，教育的予防を行う。）
- ① ソーシャルスキル学習
ソーシャルスキル学習で，「他者理解，自己理解，感情表現，聴き方・話し方，状況理解，コミュニケーション力，人間関係づくり」を高めたい。
- ② 学習における生徒指導
- ア 学習態度のあり方の指導（学業指導）
落ち着いた雰囲気での学習に取り組ませる。
- イ 学び合いの学習
- ・意欲的な学習を促す（問題提示の工夫）
 - ・児童のよさや興味関心を生かした指導
 - ・互いの考えを交流し，互いのよさに学び合う場を工夫した指導（学習形態）
 - ・自己肯定感を高める，コミュニケーションの成立，よりよい人間関係の構築
- ③ 特別活動での生徒指導
学校行事（運動会，校内音楽会，持久走記録会，縄跳び集会等），児童会活動で自己存在感，共感的な人間関係，自己実現の喜びを味わわせる。

(2) 特別活動

① 学級活動

学級活動の年間計画に次のソーシャルスキル学習を取り入れる。スキル学習で「他者理解，自己理解，感情表現，聴き方・話し方，状況理解，コミュニケーション力，人間関係づくり」を高め，あたたかい人間関係，あたたかい友達関係，望ましい人間関係づくりを行い，教師や友人との心の結びつきや信頼感，安心感，親密感のある居場所づくりを行う。

○ 主なスキル学習

ア 構成的グループエンカウンター

イ ソーシャルスキルトレーニング
ウ アサーショントレーニング

② 学校行事

運動会、校内音楽会等の学校行事、自然教室、遠足等の各学年行事を通して、自己決定の場を与え、児童同士の絆づくりを行い、自己有用感を高める。

③ 児童会活動

なかよし集会（仮題）、あいさつ運動、縦割り班活動、玉里しぐさ、黙動清掃等の実践を行うことにより、規律ある学校生活を送る態度を育てる。

(3) 各教科

① 学び合いの学習

学び合いの学習を、次の事項を目的の一つとして全教科で行う。

ア 授業の中で児童に居場所をつくる。

イ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。

ウ 学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。

エ 共感的な人間関係を育てる。

オ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(4) 道徳

道徳の授業を通して、道徳的实践力を高める。特にインターネットによるいじめの題材についても取り上げる。

(5) 職員研修

いじめ防止のため、次の職員研修を行う。

① スキル学習研修会

夏季休業中に実施する。

② 学び合う学習研修会

ア 教師年1回の提案授業を行う。

イ 外部講師を招聘しての研修会を行う。

③ 生徒理解研修会

ア 発達障害等研修会

4 早期発見

(1) 児童アンケート

月に1回生活アンケートを実施し、点検と評価を行う。日常的な実態把握と定期的な情報収集の組み合わせによる複眼的な把握に努める。

(2) 教育相談週間の実施

1, 2学期に1か月かけて全児童対象とした個人面談を実施する。あらかじめ、児童と保護者にアンケートをとり、日常生活の把握といじめ等の問題行動の早期発見と早期解決にあたる。

(3) いじめチェックシートの活用

毎月、担任によるいじめチェックシートで児童の様子を観察する。そして、児童の様子と指導の結果を記入し、全職員で回覧し、共通理解を図る。いじめだけでなく気になる児童の様子なども記入し、全職員で共通理解し、指導にあたるようにする。

(4) 観察，日記等

児童のしぐさや視線など小さなサインを見逃さないように日常的な観察を行う。学級担任だけでなく，教科担当者や支援学級担任，教務主任，養護教諭，栄養教諭など複数の教職員が客観的な観察を行う。また，日記などを活用して学級担任は児童とのコミュニケーションを図りながら，心的変化を見落とさないようにする。

(5) 保護者との個人面談

夏季休業中に保護者と面談を実施し，家庭での児童の変化や学校では見せない児童の様子など学校では把握できない情報の収集を図る。

5 いじめに対する措置，早期対応

(1) いじめが起きたときの対応（基本的な流れ）

① 問題行動等の報告 関係職員→生徒指導主事→教頭・校長

② 詳細の確認と対応方針の決定<いじめ対策委員会>

③ 事実確認

【被害児童と加害児童への面談，場合によっては関係児童の面談，アンケートの実施】

④ 対応協議<いじめ対策委員会>